

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

差支えがない。

適當ではない。

(適當ではない理由)

(注) 「 差支えがない。」 「 適當ではない。」 のいずれかに印を付けてください。